

## 大和市公告第77号

大和市公共下水道事業計画の変更案を作成したので、次のとおり一般の縦覧に供する。

なお、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、利害関係者は、当該下水道事業計画変更の案について縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成30年8月29日

大和市長 大 木 哲

### 1 名称

大和市公共下水道

### 2 変更の内容

予定処理区域の変更

工事の着手又は完成の予定年月日の変更

処理施設の新設又は配置若しくは下水処理能力の変更

下水道法改正による事業計画の変更

### 3 縦覧場所

大和市都市施設部都市施設総務課（市役所本庁舎4階）

### 4 縦覧期間

平成30年9月11日（火）から平成30年9月25日（火）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。